

2009

10

社会保険さがし

No.716



今月の記事

- 「日本年金機構」が来年1月1日からスタートします！
- 平成21年10月から住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)が始まります。
- 傷病手当金申請時のご注意
(医師の証明欄について)
- 「健康保険限度額適用認定証」申請時のご注意。
- 協会けんぽからのお知らせ
- 保健師を募集しています。
- 郵送による届出にご協力をお願いいたします。
- 年金相談窓口開設等のご案内
- 平成21年10月から国民年金保険料収納業務の民間委託が佐賀県でも実施されます
- 各種適用関係届書の送付先

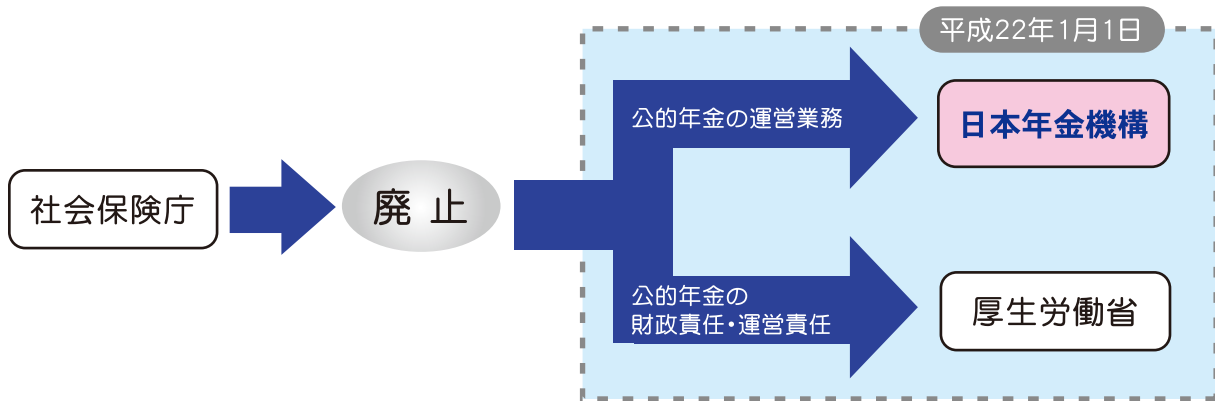
社会保険料は納期内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

にっぽん

「日本年金機構」が来年1月1日からスタートします！

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。



国民の皆様のご信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。
- 日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくこととなりますが、国民の皆様方に何らかの処理をさせていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。
- 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

日本年金機構のシンボルマークが決まりました



日本年金機構
シンボルマーク

日本年金機構について、広く国民の皆様にご案内するとともに、公的年金制度への理解と信頼を深め、より身近なものとしていただくため、平成21年3月30日～5月29日にわたり、日本年金機構にふさわしい愛称及びシンボルマークを公募したところ、愛称759点、シンボルマーク562点もの多数の応募がありました。

日本年金機構設立委員と外部有識者からなる選考委員会において、応募作品の中から左記のシンボルマークが選定され、第11回日本年金機構設立委員会に報告されました。なお、愛称については採用作品はありませんでした。

平成21年10月から住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)が始まります。

Q:どのように変わるのですか？

- A** 現在、公的年金を受給されており、個人住民税の納税義務のある方は、年4回、役所(場)や金融機関に出向き、個人住民税を納めていただいています。
この制度導入により、年金を支給する社会保険庁や共済組合等が直接、市区町村へ個人住民税を納めるようになりますので、納税の手間が省け、市区町村においても事務の効率化が見込まれます。

これまで



平成21年10月から



Q:年金を受けている人はみんな対象になるのですか？

- A** この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の老齢(退職)年金の受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納付義務のある方」です。
- 「介護保険料が年金から引き落としされていない方」
 - 「引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方」は対象となりません。
 - 障害年金・遺族年金からは引き落とされません。

Q:10月からいくら引き落とされるのですか？

- A** 平成21年6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきますが、10月・12月・2月は年税額の1/6ずつが年金から引き落とされます。

平成21年度の納め方

課税月	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収(納付書で納める)		特別徴収(年金から天引き)		
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

※平成22年度以降は、4・6・8月は前年度の2月の税額と同額が引き落とされます。

10・12・2月は、年税額から4・6・8月の税額を差し引いた残りの税額の1/3ずつが引き落とされます。

住民税の税額に関するご質問は、お住まいの市区町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

傷病手当金申請時のご注意

医師の証明欄について

傷病手当金申請書には、担当医師に証明をしていただく欄「療養担当者が意見を記入するところ」があります。この欄は傷病手当金の審査の際に大変重要であり、記入には専門的知識を要するため、不備があった場合は訂正のために申請書をお返しせざるを得ず、給付が遅れることになってしまいます。

以下は不備が多い事例です。証明を受けられた際にご確認いただき、必要があれば訂正された後に、申請書を提出してください。すみやかな給付を行うために、ご協力をお願いします。

※氏名は記入されていますか
※初診日は記入されていますか

※傷病手当金を申請する期間と一致していますか
※日数「○日間」は記入されていますか、数え間違いは無いですか

※「労務不能と認めた期間」が証明日以前の期間ですか
「労務不能と認めた期間」は証明日以前の期間のみ有効です。

例えば、労務不能と認めた期間が10月6日～31日で、証明日が10月25日だった場合、証明日より後の期間である10月26日～31日の証明は無効となり、支給は10月25日までとなります。

※別紙に証明を受け、申請書に貼り付けて提出される場合は、割印が必要です。

※訂正された箇所がある場合は、訂正印が必要です。

「健康保険限度額適用認定証」申請時のご注意。

- ※入院が決まったら、すみやかに申請してください。
- ※有効期間は月単位で、最長一年間です。
- ※申請書を受付した月から有効です。有効期間のさかのぼりはありません。

例：7月から入院している方が申請をされた場合

①7月31日に受付 → 有効期間は7月からとなります。

②8月1日に受付 → 有効期間は8月からとなります。

7月にさかのぼることはできません。

(②の場合、7月分は別途申請を行うことで高額療養費の給付を受けることができます。給付を受けるまでには診療月から約4ヶ月かかります。)

お知らせ

◆旧保険証の返却はお済みですか？



旧保険証



新保険証

9月下旬より健康保険証の更新を行っています。**新保険証(水色)**が届きましたら、お早めに**旧保険証(オレンジ色)**を協会けんぽ佐賀支部へ返却していただきますようお願いいたします。

◆H21年10月出産から、出産育児一時金の支給額が42万円に変わりました。



従来の支給額は一児につき38万円でしたが、**H21年10月1日以降出産から42万円に上がりました。**(産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は35万円から39万円に上がりました。)

※今回の出産育児一時金の変更は、緊急的な少子化対策としてH21年10月1日～H23年3月31日の間に実施される暫定措置です。期間終了後の給付については、今後検討が行われる予定です。

◆H21年9月分から、健康保険料率が変わりました。

先日よりご案内してまいりましたとおり、H21年9月分(11月2日納付期限分、今回の納入告知書分)より都道府県単位の健康保険料率に変わりました。

佐賀県は8.20%から**8.25%**に変わりました。(介護保険該当の方は9.39%から**9.44%**に変わりました。)

保健師を募集しています

協会けんぽ佐賀支部では、保健師の資格を有し、県内の事業所を巡回し保健指導に従事することのできる方を募集しています。ご家族やお知り合いに、保健師の資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ご案内いたしますようお願いいたします。

お問い合わせ先

協会けんぽ佐賀支部 総務グループ
TEL 0952-27-0612
HPにも詳細を掲載しています。

佐賀全国健康保険協会 [検索](#)



郵送による届出にご協力をお願いいたします。

お客様の利便性向上と事務処理の迅速化のため、各種届出書等は郵送にて提出いただきますようご協力をお願いいたします。

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
全国健康保険協会 佐賀支部 あて



お車でのご越しの際には、ビルの東側の「**ウチダ有料駐車場**」をご利用ください。駐車券をご用意しています。

《年金相談窓口開設等のご案内》

平成21年 11月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 多久市役所 予約	5 鳥栖市役所 予約	6 伊万里市役所 予約	7
8	9	10 基山町役場 予約	11 有田町役場 (東庁舎) 予約	12 鳥栖市役所 予約	13 伊万里市役所 予約	14
15	16	17 鹿島市民会館 予約	18 多久市役所 予約	19 鳥栖市役所 予約	20 伊万里市役所 予約	21
22	23	24 基山町役場 予約	25 佐賀県陶磁器 工業協同組合 予約	26 鳥栖市役所 予約	27 伊万里市役所 予約	28
29	30					

出張相談(予約制) 相談時間 10:00~15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀社会保険事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津社会保険事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器 工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

県内社会保険事務所における相談時間

- 佐賀社会保険事務所 0952-31-4191
- 唐津社会保険事務所 0955-72-5161
- 武雄社会保険事務所 0954-23-0121

平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00 (休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

※予約相談も受付けておりますので、各社会保険事務所へお申し込みください。

《県内社会保険事務所における休日相談》

■: 県内全社会保険事務所の休日開設日(受付時間 9:30~16:00まで)
 ■: 「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」が併設されております。
 ぜひご利用下さい。(相談時間 10:00~15:00まで)

※全国の社会保険事務所の「相談窓口の混雑状況」を社会保険庁ホームページ
 (<http://www.sia.go.jp/>)でご案内しております。
 ※追加の休日開庁や時間延長をおこなう場合がありますので、詳しくは社会保
 険事務所までお問い合わせください。
 ※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問
 い合わせください。

平成21年10月から国民年金保険料収納業務の 民間委託が佐賀県でも実施されます

佐賀社会保険事務局では、平成21年10月から国民年金保険料が未納となっている方に対する「電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務」を、民間事業者へ委託します。

納付督促を行う民間事業者 **キャリアリンク株式会社**
 (TEL 0120-925-997)

ご注意

民間事業者が保険料を収納する場合は、お客様が納付書をお持ちの場合に限られています。指定口座に保険料振込みを依頼することは絶対にありません。

各種適用関係届書の送付先

県内の各社会保険事務所では、適用関係の事務手続きを迅速に行うため、郵送化を図っているところです。資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される際は、以下の所在地へ直接送付いただきますようご協力をお願いいたします。

社会保険事務所へ郵送される場合より早く手続きを行うことが出来ます。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル5F 佐賀社会保険事務局事務センター 管理2係

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成21年10月分保険料の納付期限は平成21年11月30日(月)です。

ご注意ください!!

※平成21年10月分の社会保険料計算に係る届書は11月5日(木)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成21年10月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。